

## 重要なお知らせ「宅地建物取引士 法定講習会の取扱いについて」

現下の新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、国土交通省及び静岡県より、宅地建物取引士の法定講習について教材を用いた自宅学習及び効果測定を行う特例措置の方針が示されました。この方針を踏まえ当協会では、以下の通り対応する予定ですのでお知らせ申し上げます。なお、変更事項が生じた場合、随時 HP にて告知いたしますのでご確認をお願いいたします。

### 「法定講習会（2月26日（沼津会場））へお申込みの方」

2月26日に開催する法定講習会は、以下の通り教材を用いた自宅学習及び効果測定により実施することになります。

1. 講習日の2日前までに教材等（テキスト、効果測定、学習報告書、返信用封筒等）をご自宅あて郵送します。
2. ご自宅等で自主学習（目安は6時間程度）を行い、「効果測定」と「学習報告書」をご記入ください。
3. **以下の①から⑤を講習日（2/26）から7日以内に全日静岡県本部へ郵送ください。**
  - ①効果測定
  - ②学習報告書
  - ③旧宅建士証（更新の方のみ）
  - ④受講票
  - ⑤宅建士証返信封筒（郵便番号、住所、氏名記載） **\*ピンク色封筒/切手不要**
4. 「効果測定」「学習報告書」「旧宅建士証」等の提出確認後、新しい宅建士証をご自宅（又は勤務先）あて簡易書留で郵送します。（なお、事前（2/26以前）に送付いただいても新しい宅建士証の送付は2月26日以降となります。）  
**\*効果測定等の返送が無い場合、新しい宅建士証の交付ができませんのでご注意ください。**  
**\*お手元に宅建士証が無い期間が生じますのでご注意ください。**

※この特例措置は受講料の返金はありません。

講習受講の希望があれば、特例措置解除後に当本部が実施する法定講習を無料でご受講いただけます。その際は全日静岡県本部にご連絡をお願いします。

（特例措置で交付された宅建士証の有効期限等は変わりません）

#### 【法定講習会 実施指定団体】

公益社団法人 全日本不動産協会静岡県本部

〒422-8067 静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 8F

TEL : 054-285-1208 FAX : 054-284-0913 <https://shizuoka.zennichi.or.jp/>